

発表事項

- 1 令和2事業年度事業状況及び決算
 - (1) 一般会計
 - (2) 医療機関等情報化補助関係特別会計等
 - (3) 前期高齢者関係特別会計等
- 2 診療報酬等確定状況（令和2年4月診療分～令和3年3月診療分）
- 3 審査状況（令和2年5月審査分～令和3年4月審査分）
（令和3年4月審査分の審査状況）
- 4 特別審査委員会の審査状況（令和2年5月審査分～令和3年4月審査分）
- 5 令和3年5月審査分の特別審査委員会審査状況
- 6 本部監事監査結果報告

7 審査委員会規程（省令）の一部改正

- 8 令和3年6月審査委員改選の状況
- 9 その他

社会保険診療報酬請求書審査委員会規程（省令）の一部改正

審査委員会規程の一部改正

社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程及び国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令

公布施行日

令和3年6月18日

概要

- 現行どおり、審査委員の2分の1以上の出席による審査決定を原則としつつ、代表となる審査委員により構成する合議体に審査の決定を委任することができる。
- 合議体を構成する委員は、①診療担当者を代表する審査委員、②保険者を代表する審査委員及び③学識経験者である審査委員のそれぞれについて、代表となる審査委員として審査委員会が認めた者とし、①及び②についてはそれぞれ同数とする。
- 合議体は、上記①～③の各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、審査の決定をすることができない。

社会保険診療報酬請求書審査委員会規程（省令）の一部改正

運用方法

- 審査委員会規程でいう合議体は、審査運営委員会※とし、合議制を担保するため、審査委員会で選出した診療科を代表する者を審査運営委員とする。

※審査運営委員会…審査委員会の円滑な運営を図るほか、審査結果の確認と審査への活用を図る等、審査全般にわたり審議することを目的に設置している

- 6月審査から新しい審査委員を委嘱していることから、6月審査から8月審査（3か月）については、現行どおり審査委員の2分の1以上の出席による審査決定を行い、その状況を踏まえ、今後の対応を下記のいずれで行うか、8月の各審査委員会において決定し、9月審査から新たな運用を行う。

- ・ ケース1 審査委員の2分の1以上の出席による審査決定を行う
（現行どおりとするのが原則）
- ・ ケース2 審査委員会において、適正かつ円滑な運営を確保するため必要があると認めるとき、審査運営委員会に委任し審査決定を行う
- ・ ケース3 診療科代表者以外の審査委員も参加の上、審議を行い、その議論を踏まえつつ、最終的には診療科代表者により構成される審査運営委員会において審査決定を行う